

地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所
平成29事業年度の業務実績に関する評価結果

平成30年8月
大阪府
大阪市

目 次

1	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方	4ページ
2	全体評価	6ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	＜全体評価にあたって考慮した事項＞	
	① 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標	
	② 平成29年度における重点的な取組み	
	③ 特筆すべき取組み	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3	大項目評価	
3-1	「試験検査機能の充実」に関する大項目評価	8ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-2	「調査研究機能の充実」に関する大項目評価	10ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-3	「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価	12ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-4	「地方衛生研究所の広域連携 及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価	14ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-5	「業務運営の改善」に関する大項目評価	16ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-6	「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価	18ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方

1 趣旨

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）にかかる評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方」（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を数値目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の試験検査、調査研究力等の向上に資することとする。
- (2) 大阪府、大阪市の地域保健対策及び公衆衛生の向上を技術的側面から支援する「地方衛生研究所」としての特性に配慮した評価を行うこととする。
- (3) 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。
- (4) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ① 事業年度評価の項目別評価は、中期計画及び年度計画に基づく小項目、大項目で行う。
 - ② 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の項目別評価は、中期計画に基づく大項目で行う。
- (2) 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。
- (4) なお、「項目別評価」、「全体評価」ともに、研究内容の評価に関しては法人の評価方法に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 知事による小項目評価、(3) 知事による大項目評価の手順で行う。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況についてⅠ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）など、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（平成30年4月1日施行）に定める事項を記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
 - Ⅴ…年度計画を大幅に上回って実施している
（客観的に高く評価された成果があった場合）
 - Ⅳ…年度計画を上回って実施している
 - Ⅲ…年度計画を順調に実施している

Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない

Ⅰ…年度計画を大幅に下回っている

- ④ 業務実績報告書には、特記事項として、特筆すべき取組や遅れている取組の理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事において、事業年度評価を行う際は、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、各事業年度評価の結果及び見込み又は結果を考慮し、中期目標の達成状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- ③ 知事による評価と法人の自己評価が異なる場合は、知事が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 知事による大項目評価

- ① 知事において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

事業年度評価		中期目標期間（見込）評価	
S	特筆すべき進捗状況	知事が特に認める場合	特筆すべき達成状況
A	計画どおり	すべての項目がⅢ～Ⅴの場合	目標どおり達成
B	おおむね計画どおり	計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合	おおむね目標どおり達成
C	計画を十分に実施できていない	計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合	目標を十分には達成できていない
D	重大な改善事項あり	計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等	法人の組織、業務等に見直しが必要

5 全体評価の具体的方法

- (1) 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、事業年度評価を行う際は、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、統合・法人化を契機とした改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮等）を積極的に評価することとする。

6 評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、各事業年度に該当する業務実績報告書を作成し、知事に提出する。（業務実績報告書の作成に当たっては、別紙様式を参照。）【6月末まで】
- (2) 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、大阪市長（以下「市長」という。）と協議の上、評価（案）を作成する。【7～8月】
- (3) 地方独立行政法人法に定めるもののほか、必要に応じて評価委員会の意見聴取を行い、評価（案）を取りまとめる。
- (4) 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 知事において、評価委員会における意見表明の結果等を踏まえ、市長と協議の上、評価を決定する。【9月】

2 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

- 平成29事業年度の業務実績に関する評価については、8ページ以降に示すように、「試験検査機能の充実」、「調査研究機能の充実」、「研修及び感染症情報の収集等」の大項目評価について、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。その根拠として以下のことが挙げられる。
 - ・全国初の「地方衛生研究所の地方独立行政法人化」及び大阪府大阪市の「2つの地方衛生研究所の統合」という難題を抱えながら、地方衛生研究所の根幹業務である行政依頼検査を着実に実施した。
 - ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上においては、検査部門と独立した精度管理室を設置し、検査精度を保証する取組みを推進した。また、新たに薬剤耐性菌の行政依頼検査を開始し、独自に遺伝子型別解析を実施することで院内感染の拡大防止に寄与した。
- 「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」、「業務運営の改善」、「財務その他業務運営に関する重要事項」の大項目評価について、一部未達成項目があるため、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。
- 以上の大項目評価等の結果に加え、大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標、重点的な取組みなどを総合的に考慮し、平成29事業年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗しているが、一部項目において、次年度での改善を求める。」とした。
- なお、法人の取組を俯瞰して、知事として、次の意見を付記する。

【大阪健康安全基盤研究所は、府民の健康と安全を守るという重要な役割を担う研究所である。統合・独法化の初年度であるが、理事長を中心とする運営体制を構築し、これまでの地方衛生研究所の使命を着実に果たしているが、内部管理事務については改善が必要である。今後、理事長の強いリーダーシップのもと、統合・独法化の効果を最大限発揮できる体制整備を図り、西日本の中核となる地方衛生研究所を目指していただきたい。】

試験検査機能の充実 (8ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
調査研究機能の充実 (10ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
研修及び感染症情報 の収集等 (12ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
地方衛生研究所の 広域連携及び特に 拡充すべき機能 (14ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
業務運営の改善 (16ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり
財務その他業務運営 に関する重要事項 (18ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり

法人の基本的な目標、29年度の重点的な取組み等を
総合的に考慮して・・・

<全体評価の評価結果>

「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗しているが、一部項目
において、次年度での改善を求める。」

<全体評価にあたって考慮した事項>

①地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与することを目的とする。

②平成29年度における重点的な取組み

平成29年度においては、次のような事項に重点的に取り組んだことを確認した。

- 全国初の「地方衛生研究所の地方独立行政法人化」及び大阪府大阪市の「2つの研究所の統合」という難題を抱えながら、地方衛生研究所の根幹業務である行政依頼検査を着実に実施した。
- 検査部門から独立した精度管理室を設置し、検査の信頼性確保に取り組んだ。また、森ノ宮・天王寺両センター間で異なっていた業務管理要領等を短期間に統一し、早期に同一基準での信頼性保証を達成した。
- 新たに薬剤耐性菌の行政依頼検査を開始し、独自に遺伝子型別解析を実施した結果、院内感染が疑われる事例が認められ、保健所を通して該当医療機関に情報提供し、院内感染の拡大防止に寄与した。
- 外部有識者からなる調査研究評価委員会を設置し、研究の必要性、内容、成果等について評価を受けた。選択課題における総合評価結果は、5段階評価で【平均 3.94】と高評価を獲得した。また指摘事項については、個別に対応を検討し、今後の研究に反映させる仕組みを構築した。
- 大阪府より運営を委託される基幹地方感染症情報センターにおいて、感染症解析評価委員会を毎週開催し、府内保健所、医師会等と情報共有を行った。
- 大阪大学医学系研究科及び薬学研究科博士課程の教育研究に対する連携・協力に関する協定を締結することで連携大学院の開設に至った。
- 研究機関として基本的な研究倫理研修、新規採用職員研修等の整備や、行政、住民への成果還元や社会的に優れた業績、活動に対する理事長表彰の制度を設けた。
- 法人におけるコンプライアンス確保のため、職員から幅広く意見募集した上で行動憲章を策定した。

③特筆すべき取組み

項目別評価の結果をもとに、特筆すべき取組みについて、次のとおり、その成果を評価した。

- * 重点研究課題の選定・推進及び、調査研究に対する外部有識者による評価
- * 大阪大学との連携大学院の開設
- * 森ノ宮・天王寺両センターの業務統一化の検討開始

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

地方衛生研究所の根幹業務である行政依頼検査を着実に行うなど、これまでの地方衛生研究所の使命を着実に果たしているが、独法化し新たに行うことになった内部管理事務について、事務の遅延等が見られた。次年度以降においては、改善され、着実に業務を実施できる体制を構築されたい。

3-1 「試験検査機能の充実」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（計画どおり）となる。
 - ・新試験方法を導入するなど最新の知見を取り入れた検査の実施や、施設の一元化に向け森ノ宮・天王寺両センター間で食品化学分野、微生物分野において課内でのグループ制を導入し、情報交換会議、検査集約へ向けた検討を開始したことを評価した。
 - ・各試験検査部門（微生物部、衛生化学部）と独立した精度管理を担う部門として企画部に精度管理室を設置したことを評価した。
 - ・森ノ宮・天王寺両センター間で異なっていた業務管理要領等を短期間に統一し、早期に同一基準での信頼性保証を達成したことを評価した。
 - ・各試験検査部門において検査毎に実施された内部精度管理の記録の信頼性確保部門による確認や外部精度管理調査への参加を行い、検査精度を保証する取組みを推進したことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V	IV	Ⅲ	II	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(1) 迅速かつ正確な検査の実施	—	—	★	—	—
(2) 信頼性確保・保証業務の実施	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

特筆すべき小項目評価（ ）は小項目番号

（1）試験検査機能の充実

- 食品中メチル水銀分析、カンピロバクター同定における新試験法導入等により行政対応を迅速化、家庭用品規制法に対応しアゾ色素検査を開始するなど、最新の知見を取り入れた検査を実施した。
- 施設の一元化に向けて、森ノ宮・天王寺両センター間で食品化学分野、微生物分野において各課内でグループ制を導入し、統合効果及び効率化を念頭に置いた情報交換会議、検査集約へ向けた検討を開始した。
- 一元化施設への移転を見据えた機器の更新計画策定に向け、検査業務の集約の検討に併せて、施設・設備設計に必要な備品整備案を各課で取りまとめた。なお、早期に更新等が必要な機器については平成 30 年度予算要求へ反映し、必要な予算の確保に努めた。

（2）信頼性確保・保証業務の実施

- 検査部門と独立した精度管理を担う部門として企画部に精度管理室を設置した。
- 森ノ宮・天王寺両センター間で異なっていた業務管理要領等を短期間に統一し、早期に同一基準での信頼性保証を達成した。また各検査部門に必要な業務管理等のマニュアル類を整備して内部監査等を定期的実施し、改善指導等を行った。
- 大阪府より医薬品等の公的認定試験検査機関として認定を受けた。
- 厚生労働省より水質検査機関として認定を受け、信頼性確保に必要な要領、作業手順書等を整備した。
- 内閣府より特定保健用食品（トクホ）試験の登録試験機関として認可を受けた。
- 各試験検査部門において検査毎に実施された内部精度管理の記録を、信頼性確保部門で確認（9 部門合計 12 回）するとともに、各種の外部精度管理試験（理化学 14 件、微生物 14 件）に参加し、検査精度を保証する取組みを推進した。

（2）評価にあたっての意見、指摘等

特になし

3-2 「調査研究機能の充実」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
 - ・社会的ニーズを踏まえて設定された調査研究について、顕在化している行政課題への対応のみならず、約半数において将来発生しうる問題への事前対応も行っており、その結果を行政へ還元したことを評価した。
 - ・新たに薬剤耐性菌の行政依頼検査を開始するとともに、独自に遺伝子型別解析を実施することで院内感染の拡大防止に寄与したことを評価した。
 - ・年度計画に掲げた重点研究分野の検討のみに留まらず、年度内に重点研究課題を選定・推進したことを評価した。
 - ・研究の論文発表・著書等による成果発表数は102件であり、数値目標の【76件】を達成したことを評価した。
 - ・外部有識者による調査研究評価委員会の結果、総合評価は5段階で【平均3.94】であったことを評価した。
 - ・外部資金への応募は72件であり、数値目標の【40件】を達成したことを評価した。
 - ・学術分野や産業界等との受託研究は21件、共同研究は18件を実施したことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V	IV	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(3) 調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価	—	★	—	—	—
(4) 共同研究の推進と調査研究資金の確保	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価 (() は小項目番号)

(3) 調査研究機能の充実など

- 微生物分野において、今年度より厚生労働省の通知に基づき、地域における薬剤耐性菌のまん延などの流行状況を把握するため、府市及び府内各中核市からの薬剤耐性菌の行政依頼検査を開始した。大阪府内で分離された薬剤耐性菌について、遺伝子型別解析を独自に実施した結果、院内感染が疑われる事例が認められ、保健所を通して該当医療機関に情報提供し、院内感染の拡大防止に寄与した。
- 国からの受託事業として感染症流行予測調査事業、後発医薬品品質確保対策事業、環境放射能水準調査事業等を行うことで、住民の健康と安全に寄与した。
- 重点研究分野について、重点研究管理要領を策定し、社会的なニーズや住民の関心が高い課題、または国際的な問題に関する研究課題の中から、地方衛生研究所として重点的に実施すべき研究課題を「重点研究」として、所内職員（部長以上）で構成する調査研究審査委員会で選出する仕組みを構築した。
- 重点研究として申請された研究課題の中から、「大阪府域で流行している薬剤耐性菌の分子疫学解析およびデータベースの構築」を審査委員会で審議選定し、年度内に研究に着手した。
- 論文発表研究の論文発表・著書等による成果発表数 102 件は、数値目標の【76 件】を達成した。
- 外部有識者から成る調査研究評価委員会を設置し、1 月 24 日に評価委員会を開催した。評価対象となった課題の総合評価は、5 段階評価で 3.6～4.7（平均 3.94）であり、その結果をホームページで公表した。指摘事項については、今後の研究に反映させる仕組みを構築した。

(4) 共同研究の推進と調査研究資金の確保

- 競争的外部研究資金への応募数向上のため、研究員への募集案件の周知を図った。また、所内における文部科研費応募説明会を 2 回開催し、事前に応募書類を上司、同僚がチェック・アドバイスをする仕組みを導入した。積極的な応募を奨励した結果、応募件数が 72 件となり、数値目標の【40 件】を達成した。
- ウイルスや細菌の検出キットの開発を行うなど、厚生労働省、各自治体、企業等と受託研究を 21 件、企業、大学等と連携し共同研究を 18 件実施した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

特になし

3-3 「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
 - ・大阪府より運営を委託される基幹地方感染症情報センターにおいて、感染症解析評価委員会を毎週開催し、府内保健所、医師会等と情報共有を行ったことを評価した。
 - ・府内の保健所等に、検査等のデータに基づく助言・情報発信を行うほか、感染症情報センターの週報を刷新するなど、住民にもわかりやすい情報発信に努めたことを評価した。
 - ・府内自治体の監視員等に対し技術研修を27回実施し、数値目標の【12回】を達成したことを評価した。
 - ・国内外の公衆衛生関係者や大学生などを対象に研修を実施し、その受講者は350人であり、数値目標の【200人】を達成したことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V	IV	Ⅲ	II	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実	—	—	★	—	—
(6) 研修指導体制の強化	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価（ ）は小項目番号

(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実

- 大阪府より運営を委託される基幹地方感染症情報センターを運営し、府内における各種感染症の流行状況について情報収集を図るとともに、感染症解析委員会を毎週開催して府内の保健所、医師会等と連携し、情報の共有を行った。
- 府内で課題となっている結核等の感染症に関して、大阪府内保健所、大阪市保健所で行われた各種会議に参加し、検査データや分子疫学情報等の研究成果に基づいて助言を行った。
- 感染症情報センターの週報において、住民にもわかりやすく伝えるため、流行状況を反映したトピックスをホームページを通じて発信している。また、これまでの定点把握感染症に加え、より豊富な情報を提供するため、全数報告の感染症についても掲載するよう刷新した。
- 府民に対して研究所の活動・科学技術への興味や関心を高め、信頼を醸成していくため、「開かれた研究所」、「地元で親しまれる研究所」を目指し、地元小学生等を対象に研究所体験イベントを開催した。

(6) 研修指導体制の強化

- 府市及び府内各中核市の検査担当職員に対する技術研修が 9 回、府市及び府内中核市の食品衛生監視員、環境衛生監視員に対する技術研修が 15 回、府の検査部門に対する精度管理が 3 回であり、合計 27 回実施し、目標の【12 回】を達成した。
- 公衆衛生関係者、学生等を対象に実施した見学・研修の受講者は、合計 350 人であり、目標の【200 人】を達成した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

特になし

3-4 「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。
 - ・大阪市立環境科学センターとの共同研究を実施し、衛生と環境の両分野にまたがる課題への対応能力を強化したことを評価した。
 - ・健康危機管理課を設置し、健康危機事象発生時などに一元的に情報収集・提供を行う仕組みができた。健康危機管理実施要領等の作成、健康危機事象模擬訓練への参加など、平常時における健康危機事象発生時への備えを行ったことを評価した。
 - ・国立感染症研究所の協力を得て実地疫学調査とその研修について説明会の開催や実地疫学調査専門家との情報交換を行うなど、疫学調査の専門家育成に努めたことを評価した。
 - ・行政担当部局や府内保健所等の職員に対して健康危機管理に関するセミナーを実施したことを評価した。
 - ・疫学解析研究部門の設置へ向けて、大学や国立感染症研究所と情報交換を行い、人材確保に取り組んだことを評価した。
 - ・年度計画に掲げた大学や企業等のニーズ把握のみに留まらず、大阪大学医学系研究科及び薬学研究科と博士課程の教育研究に対する連携・協力に関する協定を締結することで連携大学院を開設したことを評価した。

以上により、大項目評価としては、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

3項目が小項目評価のⅢ又はⅣに該当しているが、1項目Ⅱに該当することから、小項目評価の集計では、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(7) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携など	—	—	★	—	—
(8) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割など	—	—	★	—	—
(9) 疫学解析研究への取り組み	—	—	—	★	—
(10) 学術分野及び産業界との連携	—	★	—	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価（（ ）は小項目番号）

(7) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携など

- 地方衛生研究所の活動として、各種協議会等に出席し、関連する国立研究機関や他自治体の地方衛生研究所等の機関と情報交換を行うとともに、他の地方衛生研究所からの要請に応じた技術研修等を行い、連携を図った。
- 府内各中核市では対応できない高度な行政依頼検査を 542 件受託することで、各中核市における行政対応に貢献した。
- 大阪市立環境科学研究センターと残留化学物質やマイクロプラスチック等に関する共同研究を実施するなど、公衆衛生と環境の両分野にまたがる課題への対応能力を強化した。

(8) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割など

- 健康危機管理課を設置し、健康危機事象発生時などに一元的に情報収集・提供を行う仕組みを構築した。また健康危機管理実施要領の作成、健康危機事象模擬訓練に参加するなど、平常時における健康危機事象発生時への備えを行った。
- 全国ネットワークや各種学会等へ参加し、ネットワークづくりや最新の情報を収集するとともに、所内研修によってその情報を共有し、健康危機管理対応能力の維持・向上を図った。
- 国立感染症研究所の協力を得て実地疫学調査とその研修について説明会の開催や実地疫学調査専門家との情報交換を行うなど、疫学調査の専門家育成に努めた。

(10) 学術分野及び産業界との連携

- 大阪大学医学系研究科及び薬学研究科と博士課程の教育研究に対する連携・協力に関する協定を締結することで連携大学院を開設した。
- 一般財団法人阪大微生物研究会とワクチン開発に必要な臨床分離株の試料提供契約を締結した。
- 学会等へ参加し、関連企業からの研修要望、共同研究等のニーズを収集した。
- 大学等からの要請に応じて非常勤講師を派遣して講義等を行うなど、大学を始めとした教育機関との連携を図った。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

疫学解析研究部門の設置へ向けて、大学等と情報交換に取り組んだが、人材確保に至らなかった。次年度においても、事業実施のため、人材確保に取り組まれない。

3-5 「業務運営の改善」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。
 - ・法人の適切な運営のため、行政課題の把握や外部有識者の活用を図ったことを評価した。
 - ・森ノ宮・天王寺両センター間での業務統一化に向けた工程表の検討を開始するとともに、一部業務の集約化を決定したことを評価した。また、機器の共同利用を開始し、検査の連携実施体制を構築したことを評価した。
 - ・業務の外部委託や職員の非常勤化を行うなど事務の効率化を行ったことを評価した。
 - ・府及び大阪市に対する財務諸表等の提出が遅延するなど、法人会計の事務処理に不適切な処理が認められたものの予算の範囲内で法人運営が行われていた点を評価した。
 - ・若手研究員の人材育成のため、外部機関で実施される技術研修等を 8 件受講したことを評価した。
 - ・研究機関として基本的な研究倫理研修、新規採用職員研修等を整備したことを評価した。
 - ・職員の職務能力及び勤務意欲の向上を図るための人事評価制度について、制度構築のため調査・研究の着手に留まっているが、職員表彰等規程を設置したことを評価した。

以上により、大項目評価としては、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

1 項目が小項目評価Ⅲ、1 項目が小項目評価Ⅱに該当していることから、小項目評価の集計では、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

分野	V	IV	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(11) 組織マネジメントの実行など	—	—	—	★	—
(12) 人材の育成及び確保など	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価 (() は小項目番号)

(11) 組織マネジメントの実行など

- ・森ノ宮・天王寺両センター間での業務統一化に向けた工程表の検討を開始するとともに、一部業務の集約化を決定した。また、機器の共同利用を開始し、検査の連携実施体制を構築した。
- ・庶務給与、財務会計については内部情報システムを導入し、効率化を図った。
- ・清掃・警備などの現業業務及び検査機器の保守点検など高度な専門知識・技能が必要な業務の外部委託を継続実施した。
- ・法人化を契機に総務・人事・予算・経理・契約・施設管理等の管理業務を森ノ宮センターで一元的に執行できる体制を整備した。
- ・平成30年度より、家庭用品の有害物質検査や無承認無許可医薬品の検査等の一部業務について、森ノ宮センターに集約し実施する体制を整えた。
- ・衛生化学部では、精密分析機器や特殊分析機器の共同利用を行い、効率化を図った。また微生物部では、検査業務の相互補完として、旧環境科学研究所で実施していなかった検査を、森ノ宮センターと連携して実施する体制を構築した。

(12) 人材の育成及び確保など

- ・国立保健医療科学院等で実施される技術研修を受講させることにより、若手研究員の育成を図った。
- ・研究機関として基礎となる研究倫理、研究費の不正防止に関する研修などを、全職員を対象に実施し、新規採用職員研修を整備した。
- ・職員のモチベーションアップのため、優れた業績、活動を行った者に対する理事長表彰制度を設け、平成30年度の第1回表彰に向け、候補者の選定など必要な準備を進めた。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

平成29年度の決算処理が遅れ、財務諸表の提出が遅延するという事態が見られた。次年度においては、確実に事務が実施できるよう組織としてマネジメントを発揮し、取り組まれない。

3-6 「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。
- ・効率的な業務執行と経費支出を実現するため、入札実施に向けた各種文書を含めた実施体制を整えた上で、24 件の一般競争入札を実施した。一方で、法人の会計規程に規定された月次決算が行われておらず、法人会計の事務処理に不適切な処理が認められたものの予算の範囲内で法人運営が行われていた点を評価した。
- ・安全衛生対策における職場環境の監視、研究所として病原体や化学物質の適正管理等により、事故の防止に取り組んだことを評価した。
- ・環境に配慮した取組を推進するため、法人の基本的考え方を示した環境方針、取組内容を定めた環境管理マニュアルを策定したことを評価した。
- ・法人におけるコンプライアンス確保のため、行動憲章を策定し、関連する3種類の研修を開催したことを評価した。
- ・一元化施設の整備に向けて関係官庁との調整を進めるとともに、必要諸室等の検討を進め、基本計画を策定したことを評価した。

以上により、大項目評価としては、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2項目の小項目評価がⅢに該当しているが、1項目Ⅱに該当することから、小項目評価の集計では、B 評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

分野	V	IV	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(13) 財務内容の改善	—	—		★	—
(14) その他業務運営に関する措置	—	—	★	—	—
(15) 施設及び設備機器の活用及び整備	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価（（ ）は小項目番号）

（13）財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・統合法人化に伴い、入札制度を構築し、効率的な経費執行に努めるため、法人ホームページを活用して一般競争入札を24件実施した。

（14）安全衛生管理対策など

- ・安全衛生委員会を開催し、職場環境改善・労働衛生に関する理解と意識の向上を図るとともに、感染症法に基づく教育訓練、化学物質リスクアセスメント等を実施し、事故等の防止に取り組んだ。
- ・環境に配慮した取組を推進するため、法人の環境方針及び環境管理マニュアルを整備し、数値目標の設定など組織的取組内容を定めた。
- ・行動憲章を策定する際、広く職員から募集し、組織の風土作りを推進した。またコンプライアンスに関連する研修（人権研修、研究活動の不正防止に関する倫理研修、研究活動の不正防止研修）を実施した。

（15）施設及び設備機器の活用及び整備

- ・一元化施設の整備に関する基本構想を踏まえるとともに、新たに旧大阪府立成人病センターの撤去工事等の条件整理をした上で、一元化施設の整備に向けて関係官庁との調整を進めるとともに、必要諸室等の検討を進め、基本計画を策定した。

（2）評価にあたっての意見、指摘等

月次決算が実施されておらず、監事から改善を求められるなど財務関連の業務の滞りが見られる。次年度は会計処理の仕組みを検証し、適切な予算管理、執行管理に努められたい。